

## (別紙) 性質別指針

区分 (内容)	補助期間 (終期)	視点
<b>①団体運営補助</b> 団体としての活動に公益性を認め、その運営費に対して補助するもの	○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は、平成28年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ○国、県の補助制度がある場合は、制度の終了時を終期とすること。	○補助の目的及び対象の明確化を図るため、団体の運営自体に公益性が薄れているものは事業費補助へ転換すること。 ○繰越金が補助額を上回るなど、団体の収支状況も踏まえ補助の適否を判断すること。 ○団体の自主財源の確保にむけ努力を促すこと。 ○同様の対象活動を行う団体等が存在する場合は、公平性を欠かないよう留意すること。
<b>②事業費補助</b>		
(1) 奨励補助 町の施策を推進するため、特定の事業に奨励的に補助するもの	○補助に要する予算総額や補助目標の指標を設定し、目標到達時点を終期とすること。 ○目標を設定しがたいものは原則3年以内とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。	○過度のサービス供給とならないよう、定期的に適正な補助率・補助額を定めること。 ○定期的に補助目的や内容が時代に即したものとなっているかを検証すること。
(2) 協調事業補助 特定の事業に対し、国や県の補助金制度を活用し補助するもの	○国や県等の制度が終了した時点で廃止することを基本とすること。	○定期的に補助制度が町民ニーズに合致しているか、また、効率性・費用対効果の観点からも検証し、本町に必要な補助制度を取捨選択すること。 ○町の上乗せ補助は合理的な理由がない限り行わないこと。
(3) イベント・大会補助 イベントや大会の実施経費に対し補助するもの	○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は、平成28年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。	○定期的に補助制度が町民ニーズに合致しているのか、事業目的や内容が時代に即しているかを検証すること。 ○補助金額の算出にあたっては、対象経費、単価等を含めた積算を明確に行うこと。 ○自主財源の確保に向け努力を促すこと。
(4) 投資的事業補助 公益性の高い都市基盤の整備等に対し、町が公益性を認め補助するもの	○整備終了まで。	○費用に見合う効果が得られるか、事業目的や効果を事前に評価すること。
(5) その他事業補助 上記以外の事業に対し、制度に基づいて補助するもの	○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は、平成28年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。	○定期的に事業の必要性、対象範囲、公平性を欠いていないかを検証すること。 ○少額補助(1件10万円以下)について年々実績が減少している場合は、その原因を検証し、必要な見直しを行うこと。

## (別紙) 性質別指針

区分 (内容)	補助期間 (終期)	視点
<p>③地域コミュニティ関連補助</p> <p>地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的に、自治会等に補助するもの</p>	<p>○原則5年経過したときに全体的な見直しを行う。</p>	<p>○町民協働の柱として、町依頼業務を持続的に対応ができる運営体制確立のための支援となるように留意すること。</p> <p>○補助による活動が一過性に終わることなく、運営体制確立に資するものであること。</p> <p>○委託業務的な補助と自主的な活動支援とを明確化し、補助制度を整理すること。</p> <p>○施設整備等の補助制度は、整備効果に留意すること。</p>
<p>④利子補給金</p> <p>利子の一部又は全部を補助することで事業目的を達成しようとするもの</p>	<p>○制度の目的に応じた終期とすること。</p>	<p>○金利情勢に応じた利子補給率とすること。</p>
<p>⑤義務的補助</p> <p>法令等で町の負担が義務付けられているものや、債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの</p>	<p>○法令等に基づくこと。</p> <p>○債務負担等の期限をもって終期とする。</p>	<p>○法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。</p> <p>○町の上乗せ補助は合理的な理由がない限り行わないこと。</p>